

鹿角地域振興局庁舎及び職員会館自家用電気工作物保安管理業務委託 特記仕様書

1 委託業務の内容

秋田県鹿角地域振興局庁舎及び職員会館自家用電気工作物の保安管理に関する業務を委託業務として行う。

2 委託業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 実施場所

鹿角地域振興局庁舎及び職員会館 住所：鹿角市花輪字六月田1

4 自家用電気工作物の概要

(1) 事業場の名称 : 秋田県鹿角地域振興局庁舎及び職員会館

(2) 事業場の所在 : 秋田県鹿角市花輪字六月田1番地

(3) 設備概要

需要設備 容量：225kVA 電圧：6,600V /200V

非常用発電装置 容量：47.5kVA 電圧：210V 原動機：ディーゼル機関

発電所 容量：15kVA 電圧：200V 原動機：太陽電池

使用する期間 通年

5 委託業務の内容

(1) 定例業務

①電気工作物の維持及び運用について、日常巡視等の結果を問診により確認のうえ、発注者の保安規程及び受注者の保安業務受託規程に定める定期的な巡視、点検及び測定・試験（その細目は受注者が別に定める「点検指針」（以下「点検指針」という。）のとおり。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について発注者に指示又は助言する。

②電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある連絡を発注者から受けた場合において、受注者は、現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を発注者に指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発させないためのとるべき措置を指示又は助言し、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指示を行う。

③電気事業法第107条に規定する立入検査の立会いを行う。

④定期的に行う点検の頻度は次のとおりとする。

ア 月次点検：隔月1回、絶縁監視装置による常時監視

イ 年次点検：1年1回

ウ 臨時点検：必要な都度

⑤定例業務開始年月日：令和8年4月1日

(2) 定例外業務

①電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類等の作成及び手続きの助言を行う。

②電気工作物の設置、改造等の工事について、発注者の通知を受けて、保安規程及び点検指針に定めるところにより、工事期間中に毎週1回以上巡視、点検を行い、必要に応じそのとるべき措置を発注者に指示又は助言する。

③電気工作物に関する工事が完成した場合には、保安規程及び点検指針に定めるところにより、竣工検査を行い、必要に応じその取るべき措置について発注者に指示又は助言する。

非常用予備発電装置を他から移動して設置する場合に、点検及び検査を行い、運転に必要な指導を行う。

(3) その他の業務

- ①保安管理業務のうち、次のいずれかに該当する電気工作物については、発注者は、巡視、点検及び測定・試験を発注者又は発注者の従業者、電気工事業者、機器製造業者等必要な専門の知識及び技術を有する者に行わせるものとする。これに関し、発注者は実施について受注者に連絡するものとし、受注者はその記録を確認し、発注者に対し必要な助言を行うものとする。
- ア 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する消防用設備、ボイラー、昇降機及び昇降路内の設備等
- イ 取扱いが専門技術を要する医療用機器、オートメーション化された工作機械群等
- ウ 高所にある配線、機器等及び稼働中の工作機械等の付近の配線、機器等で、点検を実施することが危険を伴う場合
- エ 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸素欠乏危険箇所、放射線管理区域等に設置された機器等
- オ 業務上の都合等発注者の事由（情報管理、衛生管理、機密管理）で、受注者が立ち入りできない部屋又は機器等
- カ 事業場外で使用されている可搬型機器
- キ 発電設備のうち、電気設備以外の部分
- ②保安管理業務のうち、次の例示のような場所にあっては、漏れ電流測定等により点検を実施するものとする。ただし、漏れ電流測定等による点検の結果、電気工作物に危険が予想される場合にあっては、発注者は受注者が直接目視点検等の必要な点検を可能とする手段を講じるものとする。また、この場合において発注者が第三者に点検を依頼する場合は、これを受注者に連絡するものとし、受注者はその記録を確認し、発注者に対し必要な助言を行うものとする。
- ア 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器及び密閉場所等
- イ 壁の中、閉鎖された天井裏、固定ボルト等で固定された機器の内部等の隠れ場所に設置された配線及び機器等

6 受注者及び保安業務担当者の資格等

- (1) 受注者は、法人にあっては、電気保安法人として認められていること。非法人においては、電気管理技術者を雇用していること。
- (2) 契約書第9条で定める保安業務担当者については、次のとおりとする。
- ①経済産業省告示第249号（平成15年7月1日）第1条の規定に適合する者であること。
- ②病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- ③保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- ④受注者は、保安業務担当者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号、及び受注者の事業所への連絡方法を書面をもって発注者に知らせ、発注者は面接または写真確認等により本人の確認を行うものとする。なお、保安業務担当者の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。
- ⑤保安業務担当者等は、保安業務に従事する資格を有する証を常に携行して、発注者に対し身分を明らかにするものとし、発注者は受注者が通知した保安業務担当者等本人であることを確認するものとする。

7 発注者から受注者への通知

- ①代表者又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合
- ②契約対象電気工作物を変更する場合
- ③法令に定める技術基準に適合しない事項が判明した場合
- ④工事の実施及びそれに係る竣工検査を行う場合
- ⑤電気事業法に基づく立入検査が行われる場合
- ⑥相続等により、この契約に基づく権利義務の継承があった場合

- ⑦災害又は電気事故及び異常が発生した場合
- ⑧電気工作物及びその周辺で業務の実施に影響を及ぼす事由またはその恐れが生じた場合

8 提出書類

- (1) 年間業務計画書 契約後速やかに
- (2) 点検報告書 作業実施後

9 建物内施設等の利用

- (1) 共用施設 可
- (2) 駐車場 可

10 発注者及び受注者の協議

- ①契約対象電気工作物等を変更しようとする場合
- ②電気工作物の工事・維持及び運用に関する計画を策定しようとする場合
- ③電気工作物の工事計画の作成及び使用前自主検査並びに竣工検査を実施しようとする場合
- ④電気工作物の巡視・点検及び試験に関する年度実施計画を作成しようとする場合
- ⑤電気工作物の保安に関する報告書を関係官庁に提出しようとする場合
- ⑥保安規程及び細則を変更しようとする場合
- ⑦受注者が保安管理業務委託料等を変更しようとする場合

11 その他

- (1) 鹿角地域振興局長は、委託期間にかかるわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
- (2) 発注者及び受注者は、次のいずれかに該当する場合は、契約期間内であっても契約を更改することができる。
 - ①設備容量が変更された場合
 - ②受電電圧が変更された場合
 - ③非常用予備発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
 - ④発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更され又は新たに設置された場合
 - ⑤配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
 - ⑥発注者が保安規程を変更する場合
 - ⑦受注者が保安管理業務委託料等を変更する場合
- (3) 電気工作物が、次のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。
 - ①廃止された場合
 - ②保安管理業務外部委託の承認が取り消された場合
 - ③一般用電気工作物となった場合
 - ④受電電圧が7,000Vを超えた場合
 - ⑤発電所の出力が2,000kW以上となった場合
 - ⑥構外にわたる配電線路の電圧が600Vを超えた場合